

令和９年度
保育施設入園のご案内



（令和９年４月～令和１０年３月入園用）

※内容を必ずご一読ください

１．　保育施設の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．　保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．　申込から入園までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・５

４．　利用者負担額・副食費・・・・・・・・・・・・・・・１０

５．　入園が決まったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

６．　申込書等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

７．　保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

８．　保育施設マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

９．　個人情報取扱規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

◇保育施設入園申込受付窓口◇

山口市　保育幼稚園課	TEL:（083）934-2798
小郡総合支所総合サービス課	TEL:（083）973-8145
秋穂総合支所総合サービス課	TEL:（083）984-8023
阿知須総合支所総合サービス課	TEL:（0836）65-4114
徳地総合支所総合サービス課	TEL:（0835）52-1121
阿東総合支所総合サービス課	TEL:（083）956-0994

ウェブサイトはこちらから



◇お問い合わせ◇

山口市　保育幼稚園課　TEL:（083）934-2798

１．保育施設の種類

保護者の就労や疾病などにより子どもを家庭で保育できない場合、教育・保育の場として、以下の３つの保育施設を利用することができます。

〇保育園

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって、０歳から小学校就学前までの子どもを保育（養護と教育）する施設です。

〇認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保育園機能部分では、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって、０歳から小学校就学前までの子どもを保育（養護と教育）し、幼稚園機能部分では３歳から小学校就学前までの子どもの教育を行います。

〇地域型保育事業所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって、０～２歳の子どもを預かる保育の場です。少人数(19 人以下)で、家庭的な雰囲気での保育を受けられます。

２．保育の必要性の認定

保育施設の利用を希望する場合には、下記の教育･保育給付認定を受けていただく必要があります。教育･保育給付認定の申請は入園の申込と同時に行うことができます。

認定された場合、「教育･保育給付認定決定通知書」を交付します。

※認定申請の結果の通知は申請から 30 日以内が原則とされていますが、４月申込については申請が混み合うことから、結果の通知は利用調整結果の通知と併せて行います。

＜教育･保育給付認定区分＞

２号認定	子どもが満３歳以上で、保育の必要な理由（次ページ参照）に該当する場合
３号認定	子どもが満３歳未満で、保育の必要な理由（次ページ参照）に該当する場合

※**「１号認定」**は、保育の必要な理由(次ページ参照)に該当せず、幼稚園や認定こども園での教育を受ける場合の認定です。ただし、**阿東地域の保育園**については、満３歳以上の子どもに限り、１号認定でも入園できます。

以下、２号認定・３号認定をまとめて**「保育認定」**といいます。

【１】 保育の必要な理由

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが次の理由に該当する場合です。

① 就労

一月あたり６４時間以上就労している

② 妊娠・出産

母親が出産の前後である（産前産後８週に限る）※多胎児妊娠の場合産前のみ １４週

※出産予定日（出産日）の産前産後８週の期間については、就労している場合でも、原則妊娠・出産での認定になります。

※妊娠・出産の理由で入園された場合は、産後８週の月末で必ず退園となります。

③ 疾病・障がい

病気・ケガをしている、または心身に障がいがある

④ 親族の介護・看護

常時（一月あたり６４時間以上）、病気・ケガや障がいのある方の介護・看護をしている

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている

⑥ 求職活動中

求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている

⑦ 就学・職業訓練

一月あたり６４時間以上、教育施設に就学している、または職業訓練を受けている

⑧ その他

上記に類する理由で家庭での保育が困難とみなされる場合

※保育認定されても、施設の定員に余裕がないなど、施設を利用できない場合があります。

保育認定の有効期間および入園期間

入園は原則毎月１日からとなります。

入園期間は保育認定の有効期間と原則同じです。

＜保育認定の有効期間＞

○２号認定・・・原則、小学校就学前まで

○３号認定・・・原則、３歳の誕生日の前々日まで

（引き続き保育の必要な理由に該当していれば、３歳の誕生日の前日から自動的に２号認定に切り替わります。）

ただし、上記期間内に「保育の必要な理由」を満たさなくなった場合は保育認定が取り消され、保育施設の利用ができなくなります。

また、以下の場合には認定の有効期間および入園期間が制限されます。

妊娠・出産	産後８週の属する月の末日まで （妊娠・出産の理由で入園された場合は必ず退園となります）
求職活動中	２ヶ月間 （ただし、この間に一月６４時間以上の就労証明書を提出し、再度保育認定を受ければ継続利用可）
就学中	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで （ただし、卒業後２ヶ月以内に一月６４時間以上の就労証明書を提出し、再度保育認定を受ければ継続利用可）
災害復旧	災害を受けた日から１年経過した日の属する月の末日まで

【２】 保育必要量(保育施設を利用できる時間)

保育認定を行う際、保育必要量の認定も行います。

保育の必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」の区分があり、一日あたりの利用できる時間や利用者負担額が異なります。

① 保育標準時間・・・最長１１時間利用
② 保育短時間　・・・最長８時間利用

必要量は、保育を必要とする理由や就労時間等によって認定します。

保育を必要とする理由		保育標準時間	保育短時間
保護者が就労している 就学中である 親族の介護・看護をしている	月１２０時間以上	○（どちらでも選択可）	
	月６４時間以上 １２０時間未満	△※１	○
保護者の心身に病気や障がいがある		△※２	○
母親が妊娠・出産前後である 保護者が震災・風水害・火災など災害の復旧にあたっている		○	×
保護者が求職活動中である 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがおり、育児休業中も利用を継続する場合		×	○

●父母のどちらかの要件が保育短時間であれば、「保育短時間」での認定となります。

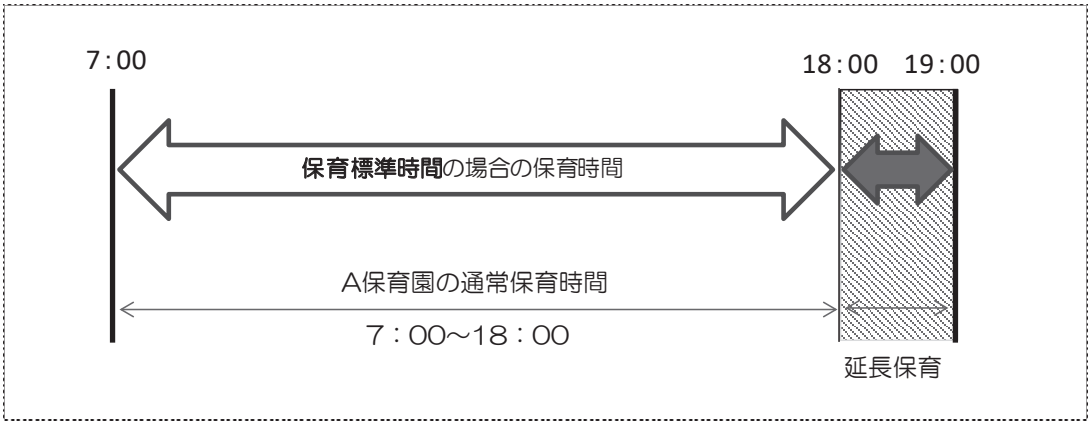
※１．就労の場合、就労時間を１２０時間未満の場合は原則保育短時間となりますが、就労状況によっては保育標準時間が希望できる場合もありますので、ご相談ください。

※２．疾病・障がいの場合は原則保育短時間としますが、保育標準時間を適当とする医師の診断書があれば、保育標準時間認定も可能です。

保育時間の仕組みは、次のようになります。

A 保育園の例　※実際の保育時間等は施設によって異なります。

《保育標準時間利用の場合》

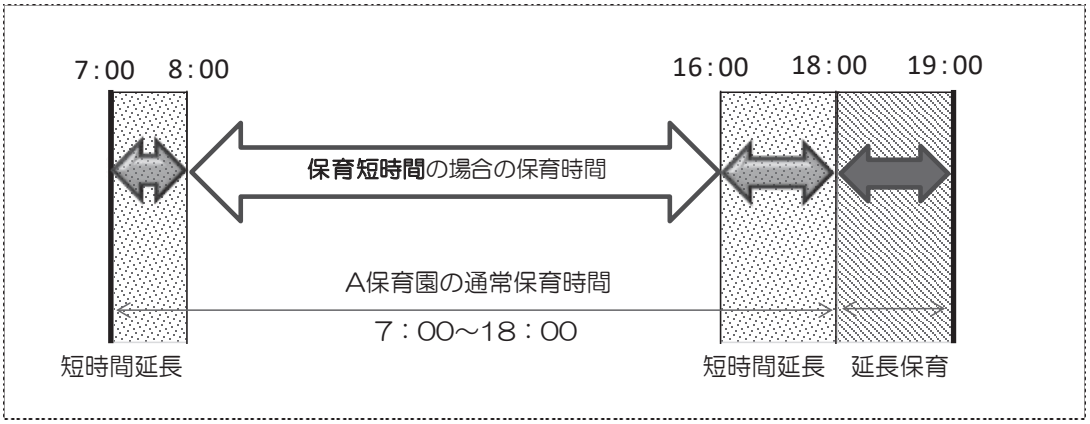


施設ごとに決まっている通常保育時間内は必要に応じて利用可能です。

また、特に必要があれば通常の保育時間外の延長保育を利用することもできます。

※延長利用者負担額は施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

《保育短時間利用の場合》



保育短時間の場合の原則的な保育時間は、８：００～１６：００までとなります。

ただし、以下の施設は異なりますのでご注意下さい。

- たんぽぽ保育園　➡ ８：１５～１６：１５
- あさひ小郡保育園、はあと保育園吉敷、Ｕ ＮＵＲＳＥＲＹ新山口２号館、鴻城幼稚園、阿知須幼稚園、野田学園幼稚園、旭幼稚園、山口中央幼稚園、明星幼稚園
  ➡ ８：３０～１６：３０

この時間を越えて利用する場合は、各施設の通常保育時間内であっても延長保育の扱いとなり、１日あたり 100 円の短時間延長利用者負担額がかかります。（非課税世帯や、生活保護世帯でもかかります。）

※認定こども園の短時間延長利用者負担額は施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

また、各施設の通常保育時間を超えて利用する場合は、さらに延長利用者負担額を支払う必要があります。

※延長利用者負担額は施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

３．申込から入園までの流れ

期限内に申込をしていただき、市で利用調整を行って入園を決定します。

４月からの入園希望については、一次から三次まで利用調整を行い、年度途中からの入園希望については、毎月利用調整を行います。

入園申込みは、教育・保育給付認定の有効期間内であれば、令和１０年３月入園の利用調整まで継続します。

現在、山口市は申込が定員を上回っている状態ですので、通園可能な範囲で、できる限り多くの施設を申込書の希望欄に記入してください。

【１】 申込受付期間

入園希望月		受付開始	申込書等提出期限	利用調整結果通知
４月入園希望	一次	令和８年１１月１６日(月)	令和８年１２月２５日(金)	令和９年２月 上旬～中旬
	二次	令和９年１月４日(月)	令和９年２月１５日(月)	令和９年２月 ２０日前後
	三次	令和９年２月１６日(火)	令和９年３月１５日(月)	令和９年３月 ２０日前後
	求職活動中	令和９年３月１日(月) ※ただし、４月以降の就労が内定しており、就労証明書を提出できる場合は一次から受付が可能です。	令和９年３月１５日(月)	令和９年３月 ２０日前後
年度途中の入園希望		入園希望月の前々月１日	入園希望月の前月１５日 ※１５日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで	入園希望月の 前月２０日前後

※期限までに申込書および必要書類すべてがそろっていない場合は利用調整および入園の対象となりませんので、お早めの提出をお願いします。なお、４月入園の申込につきましては、保育必要性書類は令和８年 11 月 16日以降に発行されたものが有効となります。

一次または二次の時点で定員に達する施設もありますので、求職活動中の方以外はできる限りお早めにお申し込みください。

※山口市外の保育施設を利用希望する場合、希望施設のある自治体によって、申込締切や入園できる要件が異なりますので、ご注意ください。

育児休業復帰時の入園申込について

育児休業から復帰する日が月の前半（１５日以前）の場合は、復帰前月からの入園申込が可能です。月の後半（１６日以降）の場合は、復帰月からの入園申込となります。

【2】申込に必要な書類

申込期限までに以下の書類がそろっていないと利用調整の対象になりません。必要な書類を確認の上、記入漏れ等ないようにご注意ください。

また、申込書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。申請の際に**同居の家族全員の個人番号が確認できるものと、保護者（認定者）の身元確認ができるものの提示**をお願いします。保護者（認定者）が窓口に来られない場合は、代理人の身元確認ができるものと、保護者（認定者）の代理権が確認できるものの提示をお願いします。

■番号確認書類・身元確認書類一覧（**原本**が必要です）

<table>
<tr><td colspan="2">番号確認必要書類
＜対象者＞
同居家族全員</td><td>以下の書類のうち、いずれか１つの書類を提示
■マイナンバーカード（個人番号カード）■通知カード
■個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">身元確認必要書類
＜対象者＞
保護者（認定者）
※代理人が申請される場合は代理人</td><td>１点</td><td>以下の書類の場合は、いずれか１つの書類を提示
■マイナンバーカード（個人番号カード）
■運転免許証　■運転経歴証明書　■旅券（パスポート）
■身体障害者手帳　■精神障害者保健福祉手帳（写真あり）
■療育手帳　■在留カード　■特別永住者証明書
■官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真表示がされたもので市長が適当と認めるもの</td></tr>
<tr><td>２点</td><td>以下の書類の場合は、いずれか２つの書類を提示
■資格確認書　■介護保険被保険者証　■福祉医療費受給者証
■年金手帳　■生活保護受給者証　■児童扶扶養手当証書
■精神障害者保健福祉手帳（写真なし）　■学生証（写真あり）
■社員証（写真あり）■官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されているもので市長が適当と認めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">代理権確認必要書類</td><td>■法定代理人の場合：戸籍謄本その他その資格を証明する書類
任意代理人の場合：委任状

上記書類の提出が困難であると認められる場合は、以下の書類のうちいずれか１つを提示
保護者（認定者）の■マイナンバーカード（個人番号）
■運転免許証　■旅券（パスポート）</td></tr>
</table>

（注）最新の氏名・住所等が記載されている有効期限内のもので、改ざん防止措置が施されたものを原則とします。

《提出が必要な書類》

1．教育･保育給付認定申請書(兼)保育利用申込書(必須)・・・申し込む子ども１人につき１枚
2．家庭状況申立書(必須)・・・世帯で１枚
3．保育利用申込補助票(必須)・・・きょうだい３人まで１枚に記入可能
4．保育が必要な理由を証明する書類(必須)・・・P７に説明あり
5．利用者負担額の算定、副食費徴収免除判定を行う書類等(該当者のみ)・・・P８に説明あり

◇保育の必要な理由を証明する書類◇

ひとり親世帯を除き、父母それぞれのものが必要です。

また、申込を受付できる証明書および申立書等は、原則として利用申込日より１ヶ月以内に発行・記入しているものとなります。

保育の必要な理由			必要書類 ※①、②がある項目は両方の提出が必要
就労	雇用されている方 （会社・団体等の役員を含む）		就労証明書(※様式あり)
	就労予定の方		就労証明書(※様式あり)
	内職の方		自営等申立書(※様式あり) (様式内所定の欄に事業者の証明が必要)
	自営業の方		自営等申立書(※様式あり)
	自営専従（手伝い）の方		就労証明書(※様式あり)
	農業をされる方	事業主の方	① 自営等申立書(※様式あり) ② 水稲生産実施計画書(農家台帳)の写しまたは農業収入の記載がある確定申告書等の写し
		事業主以外の方	就労証明書(※様式あり)
	産休・育休から復帰する方		就労証明書(※様式あり)
	山口市内の保育所等（※１）で保育士または幼稚園教諭として就労している方（就労予定含む）		① 就労証明書(※様式あり) ② 優先利用申込書(保育士等用)(※様式あり) ※１．認可保育所、へき地保育所、認定こども園、地域型保育事業所、預かり保育を実施している幼稚園
妊娠・出産（産前産後８週） ※多胎児妊娠の場合産前１４週から			母子健康手帳の母氏名・出産(分娩)予定日が確認できるページの写し、または出産(分娩)予定日証明書の写し
疾病			① 疾病・障がい状況申告書(※様式あり) ② 診断書(※様式あり)
障がい			① 疾病・障がい状況申告書(※様式あり) ② 障がいに関する手帳の写し ※保育標準時間を希望する場合は、診断書（※様式あり）が必要
介護・看護			① 介護・看護状況申告書(※様式あり) ② 介護・看護対象者の診断書、障がいに関する手帳の写し、介護保険被保険者証(要介護度の記載されたもの)の写しのいずれか
災害復旧			り災証明書
就学	職業訓練校・大学など		① 在学証明書（就学予定の場合は合格通知など） ※入学後、改めて在学証明書の提出が必要 ② 就学時間・期間・日数がわかる時間割など 【ない場合はタイムスケジュール(※様式あり)】
求職活動中			求職活動状況申立書(※様式あり)

◇利用者負担額・副食費徴収免除対象を決定（判定）する書類等◇

次の１～４にあてはまる方は、別に書類が必要となります。

１．おおむね２年以内に市外から転入(予定)の方、単身赴任等で山口市に住民票がない方

入園希望月	保護者の状況	必要書類
４～８月	令和８年１月１日現在 **山口市外**に居住	マイナンバー制度の情報連携による課税確認ができた場合、所得課税証明書の提出は不要。（※）
	令和８年１月１日現在 **国外**に居住	① 収入申告書(※様式あり) ② 令和７年中の国外での収入がわかる書類
９～３月	令和９年１月１日現在 **山口市外**に居住	マイナンバー制度の情報連携による課税確認ができた場合、所得課税証明書の提出は不要。（※）
	令和９年１月１日現在 **国外**に居住	① 収入申告書(※様式あり) ② 令和８年中の国外での収入がわかる書類
全部	申込期限日までに山口市に転入されていない方	① 転入に関する申立書(※様式あり) ② 転入予定先の賃貸借契約書の写しなど (未契約の場合は転居予定場所がわかるもの)

※　課税確認ができなかった場合は、後日別途、所得課税証明書の提出を依頼します。

２．同居障がい者がいる場合（申込児童も含む）

【必要書類】**障がいに関する手帳・証書の写し**

（例）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
特別児童扶養手当の支給証書、国民年金の障害基礎年金証書

３．離婚調停中の場合

【必要書類】**事件係属証明書**(※家庭裁判所で発行されます)

両親の別居が住民票上で確認ができた場合に限り判定を見直します。

※離婚調停が不成立となった方は、調停不成立証明書をご提出ください。

４．生計を同一にされているお子様で１８歳以上や別居している方がいらっしゃる場合

【必要書類】生計を同一にしていることがわかるもの

（例）学生証の写し等

※該当のお子様と別居されている場合は、「利用者負担額等別居監護申立書」の提出も必要です。

【３】利用調整

申込書に記入された施設を対象に利用調整を行います。

利用調整においては、父母の保育できない理由や世帯の状況に応じて保育の必要度を点数化し、点数の高い順に入園を決定します。同点の場合は、きょうだいの入園の有無や待機している期間等の状況により優先度を判断します。**申込時の書類内容と入園後の書類内容に相違があった場合、入園決定後辞退や退園になる可能性があります。入園後、短時間勤務を予定されている方は、必ず短縮後の勤務時間を就労証明書にご記入ください。短縮後の勤務時間が未定の場合は、想定される勤務時間の中で１番短い時間をご記載ください。**

令和９年度の詳しい利用調整基準については、山口市ウェブサイトにて公開しております。ウェブサイトの閲覧が難しい場合は、窓口で配布しますので、お申し出ください。

【４】利用調整結果の通知

利用調整の結果は、申込受付期間の表(P5)に記載した時期に各世帯へ郵送でお届けします。

《入園が決定した場合》

◇４月 一次・二次入園決定者◇

結果通知に仮入園日程一覧表を同封いたしますので、入園が決定した園の仮入園に参加してください。

◇４月 三次・年度途中入園決定者◇

結果通知に同封のお知らせに記載されている日時に決定した保育施設に連絡し、日程を調整の上、面談に参加してください。

《希望月に入園が決まらなかった場合》

◇追加利用調整◇

希望の保育施設を追加される場合は、結果通知に記載されている期限までに、市保育幼稚園課へご連絡ください。追加された保育施設に空きがある場合に限り、追加利用調整を行います。

※上記のとおり利用調整後の追加も可能ですが、当初の利用調整から希望に加えていた場合に比べて入園しづらくなりますので、できる限り最初から、通える範囲内で、たくさんの希望園を記入することをおすすめします。

◇その後について◇

入園が決まらなかった場合は原則としてその後も毎月利用調整にかけ、**入園可能となった場合に限り**、前月の２０日前後に郵送もしくはお電話でお知らせします。

ただし、保育認定の有効期間が切れた場合は利用調整にかけられませんので、再度申請が必要です。

また、申込時に記入して提出された内容に変更が生じた場合は、利用調整に影響する場合がありますので、必ず市保育幼稚園課までご連絡ください。

育児休業期間延長のため保育利用申込書の写しが必要な場合

一度受理した書類は、原則返却や写し(コピー)をお渡しすることができません。

必要に応じて、**必ず事前（提出前）に控えを取っておいてください。**

４．利用者負担額・副食費

【１】 利用者負担額・副食費について

＜利用者負担額＞

利用者負担額は、【２】以下のとおり決定いたします。

お支払い方法は、施設によって異なります。

- 認定こども園・地域型保育事業所 ⇒ 利用施設にご確認ください。
- それ以外の施設 ⇒ 口座振替をご利用ください。依頼書は利用施設にございます。

なお、幼児教育・保育の無償化により、３歳児から５歳児までの子ども※1と住民税非課税世帯の０歳児から２歳児までの子ども※2、住民税課税世帯で生計を同一にされているお子様のうち第２子以降の０歳児から２歳児までの子ども※2については、利用者負担額は０円になります。

※１：満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した小学校就学前の子ども

※２：満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある子ども

＜副食費（おかず・おやつ等）＞

３歳児から５歳児までの子どもについては、園に直接副食費を支払うことになります。副食費の支払い方法は施設によって異なりますので、詳しくは各施設にご確認ください。

ただし、年収約３６０万円未満相当の世帯および第３子以降の子どもは、副食費の徴収が免除される場合があります。副食費徴収免除の判定は、【２】以下のとおりです。

なお、０歳児から２歳児までの子どもについては、利用者負担額に給食費が含まれています。

【２】 利用者負担額・副食費徴収免除対象者の算定(判定)方法

利用者負担額および副食費徴収免除対象者は、父母の市町村民税額の合計をＰ１３、１４の表にあてはめて決定します。(子どもの年齢は４月１日現在)

ただし、祖父母等と同居している場合で、父母の年間収入が合わせて１０３万円以下の場合は、祖父母等のうち最多収入者の税額も含めて計算します。

利用者負担額	算定に使用する市町村民税の年度
４～８月分	令和８年度市町村民税額(令和７年中の収入に基づくもの)
９～３月分	令和９年度市町村民税額(令和８年中の収入に基づくもの)

※ 住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除等の税額控除は適用されません。

※ 税源移譲が行われた指定都市において市町村民税が課税されている方は、税源移譲前の旧税率で計算した市町村民税額を使用します。

家族構成に変更があった場合(婚姻・離婚・祖父母との同居等)や、市町村民税額に変更があった場合は、利用者負担額および副食費徴収免除の判定が変更になる可能性がありますので、速やかに市保育幼稚園課まで届け出てください。

また、毎年９月には、算定(判定)にかかる市民税基準年度が切り替わるため、在園児全員を対象に見直しを行います。

【３】 利用者負担額の算定に関する補足

① 利用者負担額の通知

利用者負担額は、市内の保育施設に入園された場合は、入園後、利用施設を通じてお知らせします。市外の保育施設に入園された場合は、ご自宅に郵送します。

また、認定や家族構成の変更に伴って利用者負担額が変更になる場合も、市内の保育施設に在園されている場合は、利用施設を通じてお知らせし、市外の保育施設に在園されている場合は、ご自宅に通知を郵送します。

② 第２子以降の利用者負担額の軽減について

住民税課税世帯で生計を同一にされているお子様のうち、第２子以降の０～２歳児のお子様は、利用者負担額が無料になります。

ただし１８歳以上のお子様や別居しているお子様が世帯にいらっしゃる場合、第何子かの判定のため、生計を同一にされているか確認を行います。P８に記載の必要書類をご提出ください。

③ ひとり親世帯または同居障がい者がいる世帯の利用者負担額の軽減について

市民税所得割額 77,200 円未満に該当する世帯で、ひとり親世帯、または、障がいに関する手帳・証書の交付を受けている方と同居（園児本人の場合も含みます）の場合は、各手帳・証書の提出された翌月分から利用者負担額を軽減します。

④ 父母の合計収入が１０３万円以下で、同居の祖父母等がいる世帯について

父母の合計収入が１０３万円以下で、同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち最多収入者を家計の主宰者とみなし、その主宰者の市民税額も合算して利用者負担額の階層を決定します。

また、その決定した階層に応じて、以下のとおり利用者負担額を軽減します。

階層	軽減割合
Ｃ１～D2の世帯	１００％軽減
Ｄ３～D6の世帯	５０％軽減
Ｄ７～D１３の世帯	軽減なし

【４】 副食費徴収免除の判定に関する補足

① 副食費徴収免除対象者への通知

入所者全員に対し副食費徴収判定を行いますが、その結果、徴収免除対象者となった方のみにその旨をお知らせします。市内の保育施設に入園された場合は、入園後、利用施設を通じてお知らせします。市外の保育施設に入園された場合は、ご自宅に郵送します。

また、認定や家族構成の変更に伴って、新たに副食費徴収免除対象者もしくは免除取消対象者になった場合は、同様にお知らせします。

② ひとり親世帯または同居障がい者がいる世帯の副食費徴収免除の判定

市民税所得割額 57,700 円以上 77,200 円未満に相当する世帯で、ひとり親世帯、または、障がいに関する手帳・証書の交付を受けている方と同居（園児本人の場合も含みます）の場合は、各手帳・証書の写しの提出により、提出された翌月分から徴収免除対象者となる場合があります。

③ 父母の合計収入が１０３万円以下で、同居の祖父母等がいる世帯

父母の合計収入が１０３万円以下で、同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち最多収入者を家計の主宰者とみなし、その主宰者の市民税所得割額を加算して徴収免除判定を行います。

④ きょうだいのうち３人以上が保育園、幼稚園等を同時利用している世帯

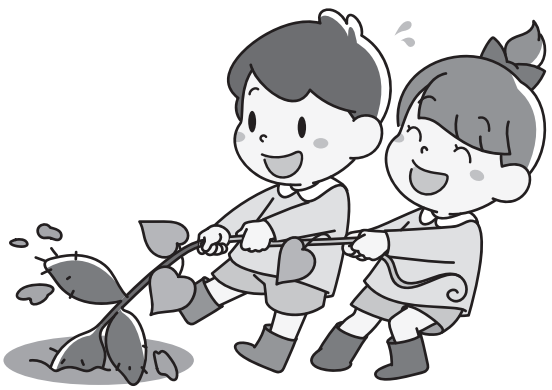
きょうだいのうち３人以上が同時に幼稚園、保育園等（認可外保育施設除く）を利用している場合、同時利用のきょうだいの中で出生順位が３番目以降のこどもは、副食費の徴収が免除されます。

ただし、きょうだいが認可外保育施設を利用している場合は、そのきょうだいは同時利用の対象になりません。

⑤ 第３子以降の子どもの副食費免除判定について

上記④で徴収免除対象にならない子どものうち、D6・D7・D8 階層、かつ、父母が現に扶養しているこどもの中で出生順位が３番目以降になる場合は、徴収免除の対象となります。

※兄姉の収入状況によっては、兄姉を除き、第〇子とカウントする場合があります。



※１号認定の欄は、保育園や認定こども園の保育を利用される場合には適用されません。

※阿東地域の保育園を利用の方は、別の利用者負担額(次ページの表参照)が適用されます。

参考　（令和９年度の利用者負担額表は変更する場合があります）

令和８年度　　山口市教育・保育利用者負担額表

階層	定義			副食費徴収免除対象 • 利用者負担額(月額)円					
				1号認定	2号認定 ・ 3号認定				
					（3～5歳児）			（0～2歳児）	
				幼稚園・認定こども園等	保育園・認定こども園・地域型保育事業等			保育園・認定こども園・地域型保育事業等	
				副食費	副食費	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給受給世帯			きょうだい順に関わらず徴収免除	きょうだい順に関わらず徴収免除	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	幼児教育・保育の無償化により無料	
B1	市民税非課税世帯		母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯						
B2			その他の世帯						
C1	市民税課税世帯（均等割のみ課税）		母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯					3,900	3,800
C2			その他の世帯					9,000	8,800
D1	市民税所得割額	48,600円未満	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯					4,500	4,400
D2			その他の世帯					11,000	10,800
D3		48,600円以上57,700円未満	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯					4,500	4,400
D4			その他の世帯					15,000	14,800
D5		57,700円以上77,200円未満	母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯					4,500	4,400
D6			その他の世帯					15,000	14,800
D7		77,200円以上85,200円未満		小学3年生までの兄姉を含めて3人目以降は徴収免除	同時入所の3人目以降は徴収免除 第3子以降は徴収免除			21,000	20,700
D8		85,200円以上97,000円未満						24,000	23,600
D9		97,000円以上169,000円未満						35,000	34,400
D10		169,000円以上211,300円未満						43,000	42,400
D11		211,300円以上301,000円未満						52,000	51,200
D12		301,000円以上397,000円未満						62,000	61,000
D13		397,000円以上						72,000	70,800
				(1) (2)	(1) (2)			第２子以降は無料	

※1 年齢は令和8年4月1日現在になります。

※2 4月分～8月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定されます。9月分～翌年3月分の利用者負担額は令和8年度の市民税額により決定されます。

※3 市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。

※4 税源移譲が行われた指定都市において市民税が課税されている場合、税源移譲前の旧税率で計算した市民税額を使用します。

※5 こどもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※6 1号・2号認定の利用者負担額には給食費は含まれません。3号認定利用者負担額には給食費を含みます。

※7 この利用者負担額のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費徴収費が必要な場合があります。

※8 「延長利用者負担額」及び通常保育時間内であっても保育短時間を越えて利用する場合の「短時間延長利用者負担額」は無償化の対象ではありません。

(1) 国の軽減制度の説明です。なお、同時入所には幼稚園や企業主導型保育施設等を利用している場合も含めます。

(2) 県及び市の軽減制度の説明です。なお、この制度は、(1)の国の軽減制度に加えて軽減を適用します。

※以下の表は阿東地域の保育園を利用の場合に適用するものです。

参考　（令和９年度の利用者負担額表は変更する場合があります）

令和８年度　山口市へき地保育所利用者負担額表　**≪阿東地域の園のみ≫**

<table>
<tr><th rowspan="4">階層</th><th colspan="3" rowspan="4">定義</th><th colspan="6">副食費徴収免除対象　・　利用者負担額（月額）円</th></tr>
<tr><th colspan="2">1号認定</th><th colspan="4">2号認定　・　3号認定</th></tr>
<tr><th colspan="3">（3～5歳児）</th><th colspan="3">（0～2歳児）</th></tr>
<tr><th>副食費</th><th>教育標準時間</th><th>副食費</th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th><th></th><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援支給受給世帯</td><td rowspan="16">きょうだい順に関わらず徴収免除</td><td rowspan="16">幼児教育・保育の無償化により無料</td><td rowspan="16">きょうだい順に関わらず徴収免除</td><td rowspan="16">幼児教育・保育の無償化により無料</td><td rowspan="16">幼児教育・保育の無償化により無料</td><td colspan="3" rowspan="3">幼児教育・保育の
無償化により無料</td></tr>
<tr><td>B1</td><td rowspan="2">市民税非課税世帯</td><td>母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯</td></tr>
<tr><td>B2</td><td>その他の世帯</td></tr>
<tr><td>C1</td><td rowspan="2">市民税課税世帯
（均等割のみ課税）</td><td>母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯</td><td rowspan="15">第２子以降は無料</td><td>3,400</td><td>3,400</td></tr>
<tr><td>C2</td><td>その他の世帯</td><td>8,000</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td>D1</td><td rowspan="12">市民税所得割額</td><td rowspan="2">48,600円未満</td><td>母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯</td><td>4,200</td><td>4,200</td></tr>
<tr><td>D2</td><td>その他の世帯</td><td>10,000</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td>D3</td><td rowspan="2">48,600円以上
57,700円未満</td><td>母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯</td><td>4,200</td><td>4,200</td></tr>
<tr><td>D4</td><td>その他の世帯</td><td>14,000</td><td>14,000</td></tr>
<tr><td>D5</td><td rowspan="2">57,700円以上
77,200円未満</td><td>母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯</td><td>4,200</td><td>4,200</td></tr>
<tr><td>D6</td><td>その他の世帯</td><td>14,000</td><td>14,000</td></tr>
<tr><td>D7</td><td colspan="2">77,200円以上
85,200円未満</td><td rowspan="8">小学３年生までの兄姉を含めて３人目以降は徴収免除</td><td rowspan="8">第３子以降は徴収免除</td><td rowspan="8">同時入所の３人目以降は徴収免除</td><td>16,000</td><td>16,000</td></tr>
<tr><td>D8</td><td colspan="2">85,200円以上
97,000円未満</td><td>19,000</td><td>19,000</td></tr>
<tr><td>D9</td><td colspan="2">97,000円以上
169,000円未満</td><td>25,000</td><td>25,000</td></tr>
<tr><td>D10</td><td colspan="2">169,000円以上
211,300円未満</td><td>29,000</td><td>29,000</td></tr>
<tr><td>D11</td><td colspan="2">211,300円以上
301,000円未満</td><td>36,000</td><td>36,000</td></tr>
<tr><td>D12</td><td colspan="2">301,000円以上
397,000円未満</td><td>43,000</td><td>43,000</td></tr>
<tr><td>D13</td><td colspan="2">397,000円以上</td><td>50,000</td><td>50,000</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>(1)</td><td>(2)</td><td>(1)</td><td>(2)</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※1　年齢は令和8年4月1日現在になります。

※2　4月分～8月分の利用者負担額は令和7年度の市民税額により決定されます。9月分～翌年3月分の利用者負担額は令和8年度の市民税額により決定されます。

※3　市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除等）は適用されません。

※4　税源移譲が行われた指定都市において市民税が課税されている場合、税源移譲前の旧税率で計算した市民税額を使用します。

※5　こどもの父母の市民税額の合計のほか、父母の収入により同居の祖父母など父母以外の市民税額を合計する場合があります。

※6　1号・2号認定の利用者負担額には給食費は含まれません。3号認定利用者負担額には給食費を含みます。

※7　この利用者負担額のほか、利用する施設・事業により教材費や行事費などの実費徴収費が必要な場合があります。

※8　「延長利用者負担額」及び通常保育時間内であっても保育短時間を越えて利用する場合の「短時間延長利用者負担額」は無償化の対象ではありません。

(1)　国の軽減制度の説明です。なお、同時入所には幼稚園や企業主導型保育施設等を利用している場合も含めます。

(2)　県及び市の軽減制度の説明です。なお、この制度は、(1)の国の軽減制度に加えて軽減を適用します。

５．入園が決まったら

【１】 入園にあたって

《慣らし保育》

入園もしくは転園日より１週間から１０日間（児童の状況によってはそれより長くなる場合もあります）は施設に慣れるための「慣らし保育」が実施されます。この期間は午前中までの保育となります。集団生活にできるだけ負担をかけずスムーズに慣れるために必要ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

《給食》

３歳未満児は主食（ご飯等）を含む完全給食です。３歳以上児は基本的には副食（おかず、おやつ等）のみの給食となり、主食を持参していただきますが、主食費を別途徴収の上、主食を提供する施設もあります。なお、３歳未満児の給食費は利用者負担額に含まれていますが、３歳以上児の副食費については、施設に直接お支払いいただきます。副食費は施設によって異なりますので、詳しくは各施設にご確認ください。また、副食費の徴収が免除になる場合もありますので、Ｐ１０、**４．利用者負担額・副食費**をご覧ください。
行事等がある場合はお弁当の持参をお願いすることがあります。

《その他》

入園後は絵本代や保護者会費等、毎月の利用者負担額以外に費用がかかる場合がありますのでご了承ください。また、上記に加え、認定こども園では教育充実費として別途費用がかかります。詳しくは、各施設にご確認ください。

【２】 延長保育・休日保育・病児保育

《延長保育》

通常の保育時間以降に、延長保育を実施する施設があります。**対象となる時間や、対象児童の年齢も施設によって異なりますので、保育施設一覧でご確認ください。**お仕事の都合等で延長保育の利用を希望される場合は、通園中の施設にご相談ください。延長利用者負担額は施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

《休日保育》

在園している児童のうち、保護者の勤務の都合等により、日曜・祝日に家庭での保育が困難な場合、休日保育を利用することができます。

希望される方は、通常通園している施設（市外の施設に通園している児童は市保育幼稚園課）に利用の申し出をしてください。

《病児保育》

当面症状の急変は認められない状況であるが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を、一時的に預かるサービスです。

申込、料金等のお問い合わせは下記の実施施設にお願いします。

◇実施施設◇

医療法人社団　青藍会（メディキッズ山口）

ＴＥＬ：０８３－９４１－５３１１　　（住所）吉敷中東一丁目１－２

医療法人社団　野瀬内科小児科（のせ・おおうち病児保育所）

ＴＥＬ：０８３－９２７－７４００　　（住所）大内長野１５６９－１

社会福祉法人　青藍会（メディキッズ新山口）

ＴＥＬ：０８３－９７６－２４５０　　（住所）小郡平成町１－１８

医療法人　まえば小児科クリニック（まえば小児科病児保育）

ＴＥＬ：０８３－９７６－６１６７　　（住所）小郡山手上町１－１７

【３】 入園中の留意事項

入園後育児休業復帰日について

入所が決まった場合、**入所（希望）月の翌月１５日までに**復職していることが必要です。

例：４月１日入所希望の場合、５月１５日までに育児休業から復帰していること。

（育児休業終了日の翌日が復帰日となります。）

在園中の育児休業等について　**※妊娠・出産での認定で入園した在園児を除く**

育児休業を取得された場合や、出産のために退職された場合は産後８週が経過した日の月末で原則として退園となりますが、**生まれたお子さんの１歳の誕生日の翌月の１日までに元の職場に復帰される場合には継続して入園が可能**です。また、**育児休業開始時点もしくは産後８週の時点で５歳児クラスの児童については、休業の期間に関わらず入園を継続できます。**ただし、休業期間中に退職される等、保育の必要な理由がなくなった場合は退園となります。

さらに、生まれたお子さんの保育園申込の結果、**入園できなかった場合に限り、最長で生まれたお子さんが１歳になる年の年度末まで**、在園児は継続して入園が可能となります。なお、育児休業を延長できる期間は最長で、**生まれたお子さんが１歳になる年度の次年度の５月１４日まで**となります。いずれの場合も就労証明書(育児休業期間や復帰日を記載したもの)を提出していただき、認定の変更をしてください。

長期欠席について　※１号認定の児童は利用施設にお問い合わせください。

全く通園しない月がある場合は、原則、その月末で退園となります。

ただし、下記の場合に限り**最大２ヶ月**を限度に長期欠席を認めます。

① 児童が傷病による入院等で一時的に通園できない場合
② 里帰り出産で保護者に伴って遠方へ行くため、通園できない場合
③ 一時帰国などで保護者に伴って海外へ行くため、通園できない場合

上記①②③の理由により１ヶ月以上休む場合は、事前に「長期欠席届」を利用施設に提出してください。それ以外の理由で全く通園しない月がある場合は、退園となります。また、**欠席理由や期間に関わらず、利用者負担額・副食費は免除されません**ので、ご留意ください。

山口市外への転出について

山口市外へ転出された場合は、原則、山口市を転出された月末をもって、**利用施設を退園**していただきますのでご了承ください。また、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業所に在園されており、市外転出後も継続して在園を希望される場合は、転出前に保育幼稚園課又は園にご相談ください。状況によっては継続在園が可能な場合があります。

現況届の提出について

在園児は、毎年７月ごろに、現況届の提出が必要です。

利用先の保育施設から現況届を配布しますので、保育を必要とする理由を証明する書類と併せて、利用先の保育施設に提出してください。

提出された書類を確認の上、すでに認定している内容に変更があった場合は、後日、保育施設を通じて通知をお送りします。

また、８月以降に入園が決まった児童につきましても、申込時に提出されていた保育必要性書類の発行された日付が６月３０日以前の場合は、７月１日以降の日付で原則再度ご提出をしていただきますのでご了承ください。

《きょうだいの新規申込を希望する場合》

市で申込をしていただき、利用調整を行って入園を決定します。

４月からの入園希望については、一次から三次まで利用調整を行い、年度途中からの入園希望については、毎月利用調整を行います。

現在、山口市は申込が定員を上回っている状態ですので、きょうだいと同じ保育施設を希望された場合も、同じ保育施設にご案内できない場合もございます。別々の保育施設であっても入園可能な場合は、なるべく多くの園のご記入をお願いします。

家庭状況の変更について

家庭状況に変更があった場合は、必ず保育施設に**「家庭状況変更届」および、その他必要書類**を提出してください。

事由	添付が必要な書類	届出時期
保護者の市内での住所変更	※市外に転出される場合は認定取消となり、原則退園となります。	住民票異動後随時
保護者・児童氏名の変更	―	変更後随時
離婚	―	離婚成立と父母の住所が別々になり次第速やかに
婚姻	婚姻相手の保育を必要とする理由を証明する書類	婚姻後速やかに
その他家族構成の変更	―	随時
就労先の決定・変更	新たな就職先の就労証明書または自営等申立書	決定後速やかに
退職	求職活動に入る場合は、家庭状況変更届と求職活動状況申立書 その他の場合は退職後も保育を必要とする理由を証明する書類	退職日の属する月中
育児休業の取得	育児休業期間もしくは復職予定日の記載を含めた就労証明書	育児休業開始月の前月中
育児休業からの復帰	育児休業期間もしくは復職予定日の記載を含めた就労証明書 （先に提出したものから変更がある場合のみ）	育児休業復帰月の前月中
保育を必要とする理由の変更	保育を必要とする理由を証明する書類	随時

また、保護者の方は**保育必要量の変更を希望される場合**も、「家庭状況変更届」を提出してください。変更は、原則として**申請された月の翌月１日から**となります。

【４】　転園希望について

やむをえない理由により他園への転園を希望される場合、下記により転園の申込が可能です。

	令和９年４月の転園希望	令和９年５月以降の転園希望
提出先	通園中の保育施設 保育幼稚園課 各総合支所総合サービス課	保育幼稚園課 各総合支所総合サービス課
申込期限	令和８年１２月２５日㈮まで （通園中の保育施設に申し込む場合、締切を早く設定している場合があります。）	転園希望月の前月１５日まで ※１５日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで
結果連絡	令和９年２月中旬までに利用調整結果を自宅へ郵送（結果に関わらず申込者全員） ※転園が決まった方は、転園先の保育施設の仮入園に参加してください。	転園可能な場合に限り前月下旬に電話もしくは文書で連絡 ※転園できない場合の連絡はいたしませんのでご留意ください。

ただし、次の①～④の場合を除き、新規申込者を優先的に利用調整するため、新規入園希望者入園後も定員に十分な余裕がある場合に限り、転園が可能となります。

① ３歳未満児保育施設・地域型保育事業所（従業員枠除く）の卒園児＜４月のみ＞
② きょうだいで別々の施設に入園しており、きょうだいと同じ施設へ転園を希望する場合
③ 遠方への転勤・転居があり、通園に著しい支障があると認められる場合
④ 自宅・職場等から遠方の保育施設へ入園しており、通園に著しい支障があると認められる場合

①～④に当てはまる世帯は、４月一次利用調整時の転園利用調整では新規入園希望者より優先的に利用調整を行い、それ以降の転園利用調整は新規入園希望者と同時に利用調整を行います。

＜自宅から遠い、または転勤・転居を理由にお申し込みの方へ＞
③、④に該当するかどうか（通園に著しい支障があるかどうか）は自宅・職場・保育施設との距離を総合的に判断して決定します。

一度提出された転園申込は、年度内有効となります。**転園を希望されなくなった場合は、すみやかに、保育幼稚園課までご連絡ください。なお、転園決定後、もとの保育施設に戻ることはできません。**

6．申込書等記入例

記入例１：教育・保育給付認定申請書(兼)保育利用申込書

申込児童１人一枚ずつ記入

（兼児童台帳）

定申請書(兼)保育利用申込書
(2号・3号認定用)

令和　8年　12月　2日

個人番号を確認しますので、**教育・保育給付認定保護者（認定者）の身元確認ができるものを持参してください。**保護者（認定者）が窓口に来られない場合は、**代理人の身元確認ができるものと、保護者（認定者）の代理権が確認できるものの提示をお願いします。**（必要な書類はP6参照）

該当する場合は記入してください。

職員記入欄になりますので、記入不要です。

保護者氏名（認定者）	山口　太郎					R9.1.1	○○市
						R9.1.1	○×市
ふりがな	やまぐち　いちろう	男・女	個人番号		年齢	令和9年4月1日時点での年齢	出生順位
児童氏名	山口　一郎					5歳	第１子

利用希望施設名							
	第1希望	○○保育園	（記入不要）施設C		第4希望	△△保育園	（記入不要）施設C
	第2希望	○△保育園			第5希望	□□保育園	
	第3希望	○□保育園			第6希望	□△保育園	

※第7希望以降がある場合はこの欄にご記入ください。

利用希望期間	令和　9年　4月　から　☑小学校就学前まで　□令和　年　月まで
保育必要量の希望	☑保育標準時間(8時間以上11時間未満)　□保育短時間(8時間未満)
『保育施設入園のご案内』『保育施設への入園申込について』の記載内容について同意の上で申し込みます。	☑はい

○上記児童以外の世帯員全員（単身赴任中などで住所の異なる父母や、世帯は別だが同住所の祖父母等含む）を記入してください。

続柄	氏名	年齢	生年月日	個人番号	勤務先・学校名等	保育を必要とする理由
	口　太郎	47	S54.1.5	１１×××××××××××	(株)×××	(就労) 出産　疾病・障がい 介護・看護　災害復旧　求 その他（　）
	花子	43	S57.8.10	１２×××××××××××	△△△(株)	(就労) 出産　疾病 介護・看護　災害復旧 その他（　）
	きらら	4	R4.5.5	１３×××××××××××		就労　出産　疾病・障 介護・看護　災害復旧 その他（　）
			S23.9.15	１４×××××××××××		就労　出産　疾病・障 介護・看護　災害復旧　求職中　就学 その他（　）
	ハナ	72	S29.10.13	１５×××××××××××		就労　出産　(疾病・障がい) 介護・看護　災害復旧　求職中　就学 その他（　）

個人番号を確認しますので、個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等）を持参してください。

父母はこの欄に必ず記入してください。

該当する場合は記入してください。また、**離婚調停中の場合は事件係属証明書、同居障がい者がおられる場合は障がいに関する手帳の写し、生活保護受給中の場合は生活保護受給者証の写しを添付**してください。

○あてはまる場合は記入してください。

単身赴任	☑父
ひとり親の場合	□離婚(　　)　□別居(　年　月ごろから)　調停　有・無　□その他(　　)
同居障がい者（申込み児童含む）	氏名：山口　ハナ　手帳の有無　(有)・無　特別児童扶養手当受給の有無　有・(無)
生活保護の受給	有　(　年　月　日から)　・　申請中
里親の場合	□　里親の委託が確認できる書類（里親等委託措置通知書の写し等）も添付してください。

※申請者には教育・保育給付認定決定通知書を交付します。なお、支給認定証の交付を希望する場合は、支給認定証交付申請書（兼）再交付申請書による申請が必要です。

市使用欄	決定施設名		入園年月		認定	

記入例２：家庭状況申立書

家庭状況申立書

児童氏名
生年月日

世帯で一枚記入

ここに記入された内容は、利用調整の際の重要な資料となりますので、正しい内容を詳しく記入してください。

		父の状況	母の状況 妊娠中の方は、必ず出産予定日を記入してください。
		※あてはまるものすべてに記入して	
就労（内定）・就学の場合	勤務先名（学校名）	株式会社　×××

記入例３：保育利用申込補助票

きょうだい３人まで
一枚に記入できます。

保育利用申込補助票

		児童氏名：　山口　一郎 生年月日：　R3.4.2	児童氏名：　山口　きょ 生年月日：　R4.5.5	
健康状態	発達や慢性的な病気のことで継続的に相談している病院や施設はありますか。	☑ ある 病院・施設名 （　OOクリニック　） 診断名・内容 （　**発達障がいの疑い**　） ☐ ない	☑ ある 病院・施設名 （　　） 診断名・内容 （　　） ☑ ない	☐ ある 病院・施設名 （　　） 診断名・内容 （　　） ☐ ない
	アレルギーはありますか。	☑ ある 何に対して （　**卵、小麦**　） ☐ ない ☐ 不明	☐ ある 何に対して （ ☐ ない ☑ 不明	
	障がいに関する手帳をお持ちですか。	☐ ある （　　級・度） ☑ ない	☐ ある （　　級・度） ☑ ない	
	入園にあたり、健康上または発達上気になること、気をつけてほしいことがありましたらご記入ください。	**落ち着きがなく、じっとしていることが苦手です。新しい環境に慣れることに時間がかかります。**	**アレルギーがあるかどうかまだ…です。卵、小麦は食べられますが、そばはまだ食べたことがありません。**	
保育状況	新規申込みの場合、申込児童の現在の保育手段はなんですか。	☑自宅で　母　が保育している ☐認可外保育施設、幼稚園等を利用している (施設名：　　) ☐職場内託児所を利用している ☐一時預かりを利用している ☐その他(　　)	☑自宅で　母　が保育している ☐認可外保育施設、幼稚園等を利用している (施設名：　　) ☐職 ☐一 ☐そ	☐自宅で＿＿＿＿が保育している ☐認可外保育施設、幼稚園等を利用している (施設名：　　)
再申込	他の児童の育児休業取得のため、認可保育園を一度退園したことがありますか。	☑ ある 退園年月　**R4年　5月** ☐ ない	☐ ☑	
送迎時間		(朝)　**8**時　**30**分ごろ　(夕方)　**16**時　**30**分ごろ		送迎者　父　(母)　祖父母

お子さんの健康状態等を詳しく記入してください。各施設でお子さんを安全にお預かりできるよう、把握するものです。

下のお子さんの育児休業取得のために一度保育施設を退園されたことがあるかどうかをご記入ください。

きょうだいで申込みの場合の希望

AかBにチェックをしてください。

（※認定こども園等で１号認定と２号認定を併願しているきょうだいがいる場合は、２号認定で入園できたかどうかで判断します。）

☐ **A．１人しか入園できない場合でも入園します。**（きょうだい同時に入園したいが、できない場合は１人だけでも入園する。）

①１人だけしか入園できない場合
- ☐ どの児童が先でもよい
- ☑ 児童名〔　**一郎**　〕が先に入園できる場合のみ入園する

また、一部の児童が入園後、他の児童は次回の利用調整から、
- ☑ 先に入園した児童と同じ施設のみ希望する
- ☐ 申込書に記入した全施設を希望する

②もし、きょうだい同時に入園できる場合
- ☑ **別々の施設でも入園する**が、可能であれば希望順位が低くても同じ施設に入園することを優先する
- ☐ **別々の施設で構わない**ので、それぞれの児童の希望順位が高い施設への入園を優先する
- ☐ 別々の施設では**入園を希望しない**ので、（※同時に同施設入園ができる場合は、希望順位が低くてもその施設に入園する）
  - ☐ 児童名〔　　〕のみ入園を希望する
  - ☐ より希望順位の高い園に決まった児童のみ入園を希望する

☐ **B．１人だけでは入園しません。**（きょうだい全員が入園可能となるまで、どの児童も入園しない。）

- ☐ 同じ施設に入園できるまで待つ
- ☐ 別々の施設でも入園するが、可能であれば希望順位が低くても同じ施設に　　優先する
- ☐ 別々の施設で構わないので、それぞれの児童の希望順位が高い施設への入

上記以外の

きょうだい複数名で同時に申込みされる場合は、必ずご記入ください。

記入例４：教育・保育給付認定申請書(兼)へき地保育所利用申込書

※阿東地域の保育園のみを希望される場合に使用します。

様式第２号（第３条関係）

申込児童１人一枚ずつ記入

（兼児童台帳）

認定申請書(兼)へき地保育所利用申込書
（1号・2号・3号認定用）

令和　４年　４月　２日

個人番号を確認しますので、**教育・保育給付認定保護者（認定者）の身元確認ができるものを持参してください。**保護者（認定者）が窓口に来られない場合は、**代理人の身元確認ができるものと、保護者（認定者）の代理権が確認できるものの提示をお願いします。**（必要な書類はＰ６参照）

該当する場合は記入してください。

込みます。
保育施設入園のご

2年以内に山口市に転入された場合
転入前の自治体：　○×県○×市

ふりがな	やまぐち　たろう	電話	自宅　083-934-2798
保護者氏名（認定者）	山口　太郎		父の携帯　090-1111-1111
			母の携帯　090-2222-2222

ふりがな	やまぐち　いちろう	男・女	個人番号	16×××× ××××××	生年月日
児童氏名	山口　一郎				

満３歳以上の児童は１号認定か２号認定を選択します。
１号を選択した場合は保育が必要な理由を証明する書類の提出が不要です。

利用希望施設名	第1希望	○○保育園	
	第2希望	○△保育園	
認定の区分	□ 1号認定(3歳以上)	保育を必要とする理由は	
	☑ 2号認定(3歳以上)	保育を必要とする理由の記	1日8時間以上の利用を希望しますか。
	□ 3号認定(3歳未満)	証明する書類の提出が必要です。	☑ はい　□ いいえ
利用希望期間	令和　９年　４月　から		☑ 小学校就学前まで □令和　年　月まで

○上記児童以外の世帯員全員（単身赴任中などで住所の異なる父母や、世帯は別だが同住所の祖父母等含む）を記入してください。

名	年齢	生年月日	個人番号	勤務先・学校名等	保育を必要とする理由 1号認定の場合は記入不要です。
	17	S54.1.5	１１×××× ××××××	(株)×××	(就労) 出産　疾病・障がい 介護・看護　災害復旧　求職中 就学　その他(　　)
花子	43	S54.1.5	１２×××× ××××××	△△△(株)	(就労) 出産　疾病・障がい 介護・看護　災害復旧　求職中 就学　その他(　　)
きらら	4	R4.5.5	１３×××× ××××××		就労　出産　疾病・障がい 介護・看護　災害復旧　求職中 就学　その他(　　)
和夫					
ハナ					

個人番号を確認しますので、個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード等）を持参してください。

該当する場合は記入してください。また、**離婚調停中の場合は事件係属証明書、同居障がい者がおられる場合は障がいに関する手帳の写し、生活保護受給中の場合は生活保護受給者証の写しを添付**してください。

○あてはまる場合は記入してください

単身赴任	☑ 父　・　□ 母
ひとり親の場合	□離婚(　年　月　日)　□死別(　年　月　日)　□未婚 □別居(　年　月ごろから)　調停　有　・　無　□その他(　　)
同居障がい者（申込み児童含む）	氏名：　山口　ハナ 手帳の有無　(有)　無　特別児童扶養手当受給の有無　有　・　(無)
生活保護の受給	有　(　年　月　日から)　・　申請中
里親の場合	□　里親の委託が確認できる書類（里親等委託措置通知書の写し等）も添付してください。

※申請者には教育・保育給付認定決定通知書を交付します。なお、支給認定証の交付を希望する場合は、支給認定証交付申請書(兼)再交付申請書による申請が必要です。

市使用欄	決定施設名		入園年月		認定	

（入力　・確認　・料　・確認）（副　必要　・　免除）

7．保育施設一覧

※令和９年４月以降の予定です。

☆認可保育園☆

※1「入園できる年(月)齢」の「〇歳児」とは令和9年4月1日現在の年齢で、「〇〇ヶ月」とは入園する月初日の月齢です。
※2「延長保育」備考欄の「〇歳児」とは令和9年4月1日現在の年齢で、「〇〇ヶ月」とは利用日の月齢です。

地域	公立 私立	保育園名	所在地 電話番号	定員	入園できる 年(月)齢 ※1	平日の保育時間(上段) 土曜日の保育時間(下段)	延長保育 ※2 時間	備考
徳地地域	公	堀保育園	徳地堀1616 0835-52-0266	20	4ヶ月～	平日 7:30 ～ 18:00 土 7:30 ～ 12:30		
北東部地域	私	花尾第二保育園	江良二丁目1－17 083-922-7801	30	4ヶ月～	平日 7:00 ～ 18:00 土 7:00 ～ 17:00	～ 19:00	1歳児～
	私	みのり保育園	芝崎町8－1 083-902-1666	70	3ヶ月～	平日 7:00 ～ 18:00 土 8:00 ～ 17:00	～ 18:30	12ヶ月～ 1歳クラス～
	公	三の宮保育園	芝崎町9－73 083-924-0327	87	1歳児～	平日 土 7:30 ～ 18:00	～ 19:00	
	私	きらきら星保育園	大内長野521－1 083-927-5023	120	3ヶ月～	平日 土 7:00 ～ 18:00	～ 19:00	
	私	夢の星保育園　大内園	大内長野1061－3 083-927-3375	110	3ヶ月～	平日 土 7:00 ～ 18:00	～ 19:00	
	私	大内なかよしこども園	大内長野1573－1 083-902-3366	90	3ヶ月～	平日 7:00 ～ 18:00 土 7:30 ～ 17:30 【0歳児クラスは13:00まで】	～ 19:00	12ヶ月～
	公	大内保育園	大内矢田北三丁目4－23 083-927-0001	93	4ヶ月～	平日 土 7:30 ～ 18:00	～ 19:00	1歳児～
	私	大内すこやか保育園	大内矢田北三丁目22－11 083-941-1150	135	3ヶ月～	平日 7:00 ～ 18:00 土 7:30 ～ 17:30 【0歳児クラスは13:00まで】	～ 19:00	12ヶ月～
	私	大内光輪保育園	大内問田四丁目9－13 083-934-5570	150	4ヶ月～	平日 7:00 ～ 18:00 土 7:00 ～ 17:30 【0歳児クラスは13:00まで （12ヶ月～利用可）】	～ 19:00	12ヶ月～
中央部地域	公	東山保育園	東山二丁目2－27 083-922-3850	93	4ヶ月～	平日 土 7:30 ～ 18:00	～ 19:00	1歳児～
	公	山口保育園	旭通り一丁目6－19 083-922-0354	140	4ヶ月～	平日 土 7:30 ～ 18:00	～ 19:00	1歳児～
	公	山口第二保育園	三和町9－2 083-925-2181	31	4ヶ月～2歳児	平日 土 7:30 ～ 18:00		
	公	楠木保育園	楠木町1－44 083-923-1722	87	1歳児～	平日 土 7:30 ～ 18:00	～ 19:00	
	私	愛児園乳児保育所	大手町6－17 083-922-7126	70	2ヶ月～※3	平日 7:00 ～ 18:00 土 7:00 ～ 17:00	～ 19:00	
	私	夢の星保育園　穂積園	穂積町731－1 083-921-3556	90	3ヶ月～	平日 土 7:00 ～ 18:00	～ 19:00	
	私	めばえ保育園	矢原887－6 083-928-6278	150	3ヶ月～	平日 土 7:00 ～ 18:00	～ 19:00	
	私	めばえぽっぽ保育園	平井945－1 083-902-0840	100	3ヶ月～	平日 土 7:00 ～ 18:00	～ 19:00	
	私	とものその保育園	朝田510－1 083-934-0415	114	4ヶ月～	平日 7:00 ～ 18:00 土 7:00 ～ 17:30 【0歳児クラスは13:00まで】	～ 19:00	1歳児～

令和9年度より、下記保育園は保育所型認定こども園に移行予定です。
（※当冊子作成時点では県へ申請中のため、変更が生じる可能性があります。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。）

みのり保育園／きらきら星保育園／夢の星保育園　大内園／夢の星保育園　穂積園／めばえ保育園／めばえぽっぽ保育園／とものその保育園／あさひ小郡保育園／大海保育園／さやま保育園／愛児園乳児保育所（※3 認定こども園への移行に伴い、利用対象年齢が"2ヶ月～2歳児"→"2ヶ月～5歳児"に変わります。）

☆認可保育園つづき☆

地域	公立 私立	保育園名	所在地 電話番号	定員	入園できる 年(月)齢 ※1	平日の保育時間(上段) 土曜日の保育時間(下段)				延長保育 ※2 時間	備考
小郡地域	公	小郡保育園	小郡大正町9―22 083-973-0340	87	1歳児～	平日 土	7:30 7:30	～ ～	18:00 18:00	～ 19:00	
	私	あさひ小郡保育園	小郡柳井田一丁目1－50 083-902-2325	90	3ヶ月～	平日 土	7:00	～	18:00	～ 19:00	
	公	小郡上郷保育園	小郡新町一丁目18-27 083-973-2561	126	4ヶ月～	平日 土	7:30 7:30	～ ～	18:00 18:00	～ 19:00	1歳児～
	私	たんぽぽ保育園	小郡新町二丁目5－1 083-972-7066	118	2ヶ月～	平日 土	7:15	～	18:15	～ 19:15	
	私	U NURSERY新山口 2号館	小郡黄金町9－2 083-974-5715	20	6ヶ月～2歳児	平日 土	7:30	～	18:30	～ 19:00	
川東地域	公	陶保育園	陶4666－1 083-972-0936	73	4ヶ月～	平日 土	7:30	～	18:00		
	私	秋穂保育園	秋穂東900－7 083-984-2557	50	12ヶ月～	平日 土	7:00 7:00	～ ～	18:00 17:30	～ 19:00	
	私	大海保育園	秋穂東978－1 083-984-2241	58	5ヶ月～	平日 土	7:00 7:00 【0歳児クラスは13:00まで】	～ ～	18:00 17:30	～ 19:00	
川西地域	私	さやま保育園	佐山2793 083-989-3013	120	4ヶ月～	平日 土	7:00 7:00	～ ～	18:00 17:30	～ 19:00	
	私	三つ葉保育園	嘉川1410－1 083-989-4485	50	1歳児～	平日 土	7:30 7:30	～ ～	18:30 16:00		
	公	あじす保育園	阿知須2735－1 0836-65-2117	114	4ヶ月～	平日 土	7:00	～	18:00	～ 18:30	1歳児～

☆その他の保育園☆

※「入園できる年齢」の「〇歳児」とは令和9年4月1日現在の年齢です。

地域	公立 私立	保育園名	所在地 電話番号	定員	入園できる年齢 ※	平日の保育時間(上段) 土曜日の保育時間(下段)				延長保育 時間	備考
北東部地域	公	仁保保育園	仁保中郷82 （仁保幼稚園に併設） 083-929-0043	15	3歳児～	平日 土	7:30	～	18:00	～ 19:00	
	公	小鯖保育園	下小鯖2519 （小鯖幼稚園に併設） 083-927-0054	15	3歳児～	平日 土	7:30	～	18:00	～ 19:00	

☆阿東地域の保育園☆

※ 「入園できる年齢」の年齢は、入園する月の初日の年齢です。
なお、篠生保育園、生雲保育園は、現在休園中です。令和9年度については、保育幼稚園課までお問い合わせください。

地域	公立 私立	保育園名	所在地 電話番号	定員	入園できる 年齢 ※	早朝保育 時間	平日の保育時間（上段） 土曜日の保育時間（下段）				延長保育 時間
阿東地域	公	地福保育園	阿東地福上1962－1 083-952-0172	20	満1歳～	8:00 ～	平日 土	8:30 8:30	～ ～	17:00 12:00	～ 18:00 ～ 12:30
	公	徳佐保育園	阿東徳佐中3283－1 083-956-0520	20	満1歳～	8:00 ～	平日 土	8:30 8:30	～ ～	17:00 12:00	～ 18:00 ～ 12:30

☆認定こども園☆

認定こども園では、絵本代等の実費徴収に加えて、教育充実費がかかります。詳しくは、「5．入園が決まったら(P15)」をご覧ください。

※「入園できる年(月)齢」の「〇歳児」とは令和9年4月1日現在の年齢で、「〇〇ヶ月」とは入園する月初日の月齢です。

地域	公立 私立	認定こども園名	所在地 電話番号	定員	入園できる年齢 ※	平日の保育時間(上段) 土曜日の保育時間(下段)		延長保育 時間	 備考
徳地地域	私	島地保育園 （保）	徳地島地255－1 0835-54-0563	35	3ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:00 7:30 ～ 17:00	～ 19:00	1歳児～
北東部地域	私	菅内幼稚園 （幼）	大内御堀3654－6 083-927-0303	100	8ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:30 7:30 ～ 17:30 【1歳の誕生日の前日までは13:00まで】		
北東部地域	私	みやのの森 （保）	宮野下953 083-932-8787	80	3ヶ月～	平日 土	7:00 ～ 18:00 7:00 ～ 17:00 【1歳の誕生日の前日までは13:00まで】	～ 19:00	12ヶ月～
中央部地域	私	山口中央幼稚園 （幼）	中央四丁目2－2 083-922-5844	90	8ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:30 7:30 ～ 18:00 【0歳児クラスは、1歳の誕生日を迎えてから預かります ※離乳完了している方のみ】		
中央部地域	私	野田学園幼稚園 （幼保）	天花一丁目3－1 083-932-0112	226	6ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:30 8:00 ～ 17:30 【1歳児クラスから預かります】	～ 19:00	
中央部地域	私	旭幼稚園 （幼保）	矢原1121 083-922-3072	160	8ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:30 7:30 ～ 17:00 【1歳児クラスから預かります ※離乳完了している方のみ】		
中央部地域	私	明星幼稚園 （幼）	野田170 083-922-2147	91	8ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:30 8:00 ～ 17:00 【1歳児クラスから預かります】		
中央部地域	私	亀山幼稚園 （幼）	道場門前二丁目9－14 083-924-7571	35	3歳児～	平日 土	7:30 ～ 18:00		
中央部地域	私	ゆだ （保）	富田原町42－4 083-922-6545	210	3ヶ月～	平日 土	7:00 ～ 18:00 7:00 ～ 17:00 【1歳の誕生日の前日までは13:00まで】	～ 19:00	12ヶ月～
中央部地域	私	おおとり （保）	維新公園五丁目10－1 083-933-0660	140	3ヶ月～	平日 土	7:00 ～ 18:00 7:00 ～ 17:00 【1歳の誕生日の前日までは13:00まで】	～ 19:00	12ヶ月～
中央部地域	私	ひらかわ （保）	吉田3050 083-925-4997	140	3ヶ月～	平日 土	7:00 ～ 18:00 7:00 ～ 17:00 【1歳の誕生日の前日までは13:00まで】	～ 19:00	12ヶ月～
中央部地域	私	はあとこども園中央 （保）	神田町4－22 083-941-5580	120	3ヶ月～	平日 土	7:00 ～ 18:00 7:00 ～ 18:00 【0歳児クラスは17:00まで】	～ 19:00 ～ 18:30	1歳児～
小郡地域	私	鴻城幼稚園 （幼保）	小郡柳井田二丁目4－20 083-972-0308	140	8ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:30 7:30 ～ 18:30 【1歳児クラスから預かります】		
小郡地域	私	はあとこども園新山口 （保）	小郡平成町1－20 083-976-2460	150	3ヶ月～	平日 土	7:00 ～ 18:00 7:00 ～ 18:00 【0歳児クラスは1歳の誕生日を迎えてから(13:00まで)】	～ 19:00	1歳児～
川東地域	公	山口みなみこども園 （幼保）	鋳銭司3922－1 083-986-2009	35	1歳児～	平日 土	7:30 ～ 18:00		
川西地域	私	阿知須幼稚園 （幼）	阿知須2940－2 0836-65-3880	120	8ヶ月～	平日 土	7:30 ～ 18:30 7:30 ～ 18:30 【0歳児クラスは、1歳の誕生日を迎えてから預かります】		
川西地域	私	嘉川こども園 （保）	江崎2712－1 083-989-3518	120	4ヶ月～	平日 土	7:00 ～ 18:00 7:00 ～ 17:30	～ 19:00	

※（幼保）…幼保連携型認定こども園（幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす施設。）
（幼）…幼稚園型認定こども園（認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設。）
（保）…保育所型認定こども園（認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設。）

令和9年度より亀山幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行予定です。

（※当冊子作成時点では県へ申請中のため、変更が生じる可能性があります。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。）

☆地域型保育事業所☆

※「入園できる年(月)齢」の「〇歳児」とは令和9年4月1日現在の年齢で、「〇〇ヶ月」とは入園する月初日の月齢です。

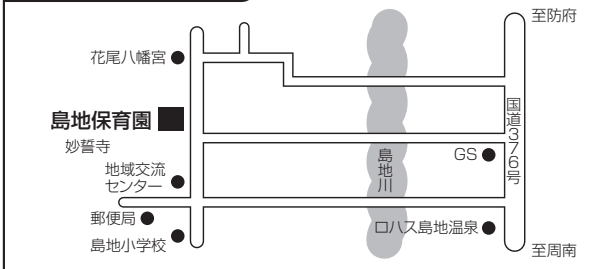
地域	種別	施設名	所在地 電話番号	定員	入園できる年(月)齢 ※	平日の保育時間(上段) 土曜日の保育時間(下段)			延長保育 時間	延長保育 備考
北東部地域	小規模	山口ココモ保育園	大内氷上六丁目33－8 083-902-1550	19	6ヶ月～2歳児	平日 土	7:00 ～ 18:00		～ 19:00	
中央部地域	小規模	プティット 一ノ坂保育園	後河原37－2 083-928-8444	18	4ヶ月～2歳児	平日 土	7:00 ～ 18:00		～ 19:00	
	事業所内	はあと保育園吉敷	吉敷中東一丁目1－2 083-924-3962	12 (地域枠)	3ヶ月～2歳児	平日 土	7:30 ～ 18:30		～ 19:30	
	事業所内	ヤクルト保育園プティット平川	平井201―1 083-929-3381	5 (地域枠)	4ヶ月～2歳児	平日 土	7:00 ～ 18:00		～ 19:00	
	小規模	中央ココモ保育園	平井226-8 083-902-6850	19	6ヶ月～2歳児	平日 土	7:00 ～ 18:00		～ 19:00	
	小規模	うる保育園	黒川776―7 083-928-9200	17	4ヶ月～2歳児	平日 土	7:30 ～ 18:30		～ 19:30	
川西地域	小規模	もりもり保育園	嘉川1306 083-976-4788	19	4ヶ月～2歳児	平日 土	7:00 ～ 18:00		～ 19:00	

※各施設の保育短時間認定の保育時間については、P4の《保育短時間利用の場合》をご覧ください。

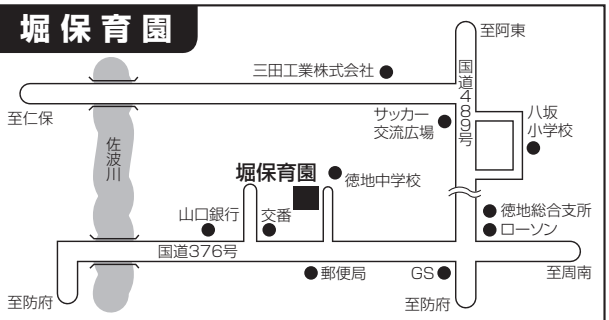


8．保育施設マップ

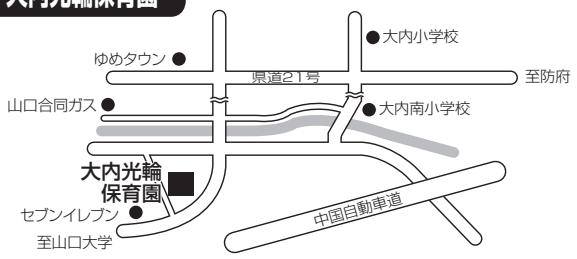
認定こども園 島地保育園



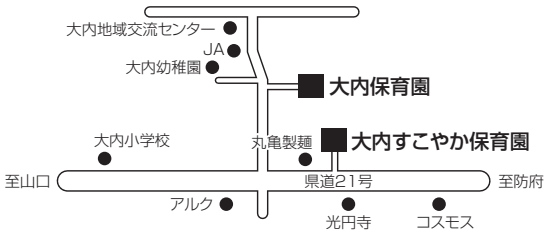
堀保育園



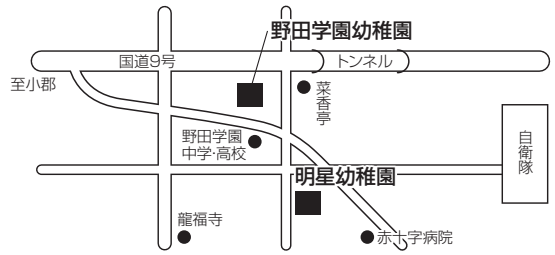
大内光輪保育園



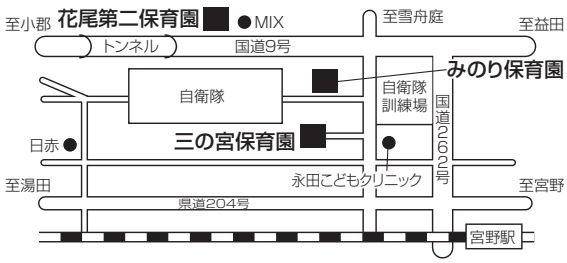
大内すこやか保育園　大内保育園



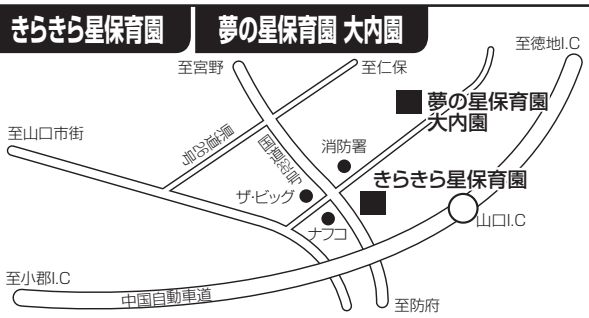
認定こども園 野田学園幼稚園　認定こども園 明星幼稚園



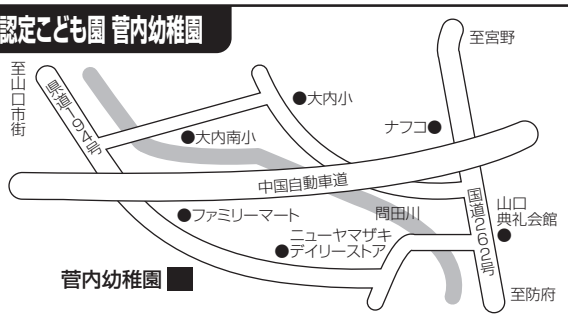
花尾第二保育園　三の宮保育園　みのり保育園



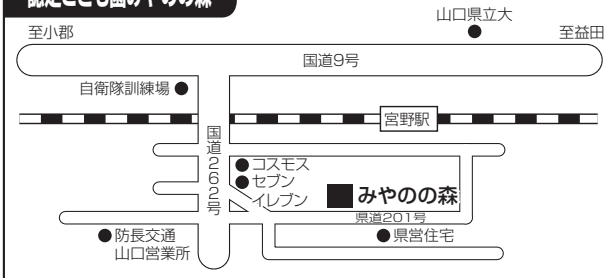
きらきら星保育園　夢の星保育園 大内園



認定こども園 菅内幼稚園



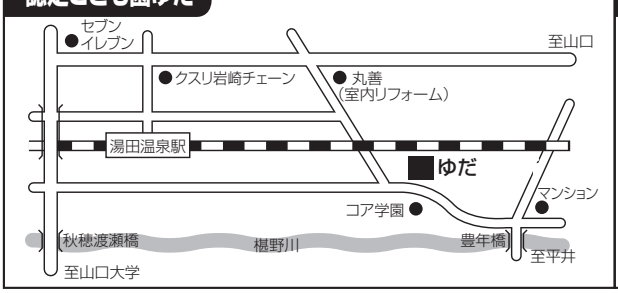
認定こども園みやのの森



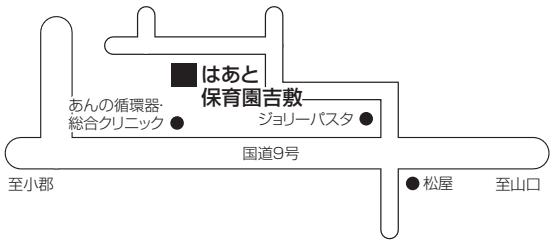
大内なかよしこども園　山口ココモ保育園



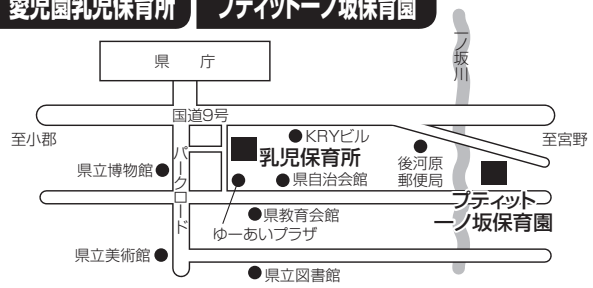
認定こども園ゆだ



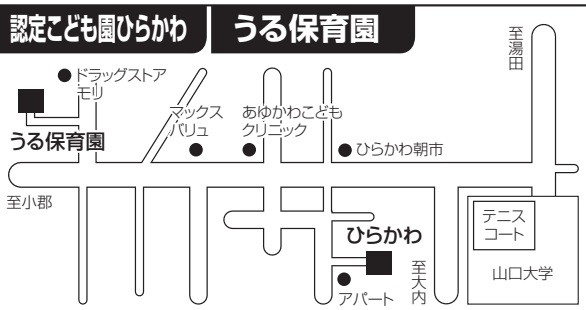
はあと保育園吉敷



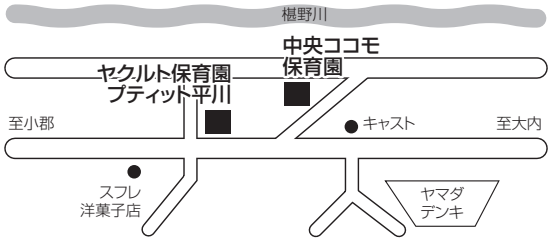
愛児園乳児保育所　プティットーノ坂保育園



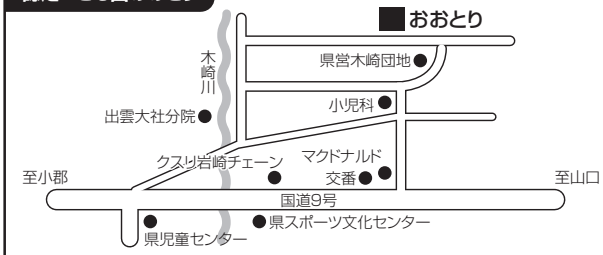
認定こども園ひらかわ　うる保育園



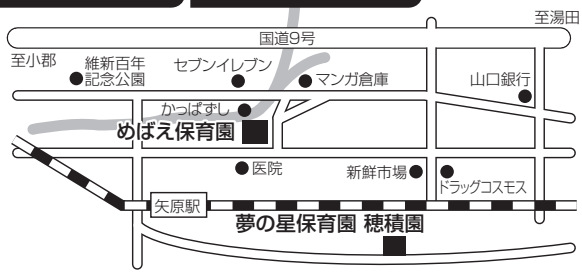
ヤクルト保育園プティット平川　中央ココモ保育園



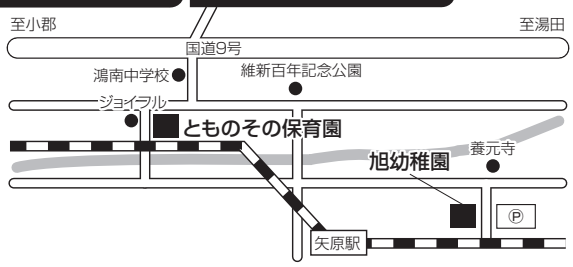
認定こども園おおとり



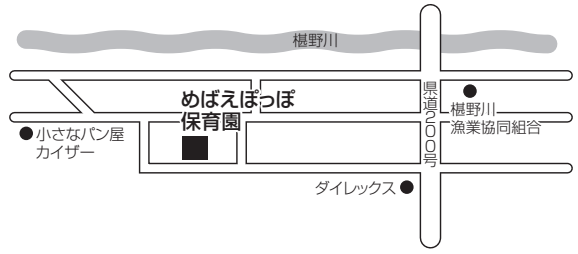
めばえ保育園　夢の星保育園 穂積園



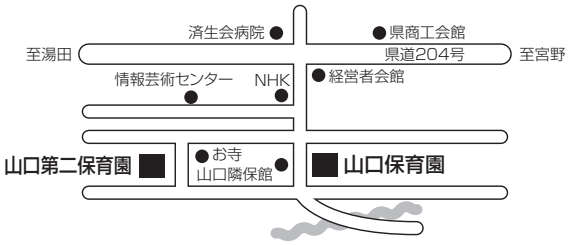
ともものその保育園　認定こども園 旭幼稚園



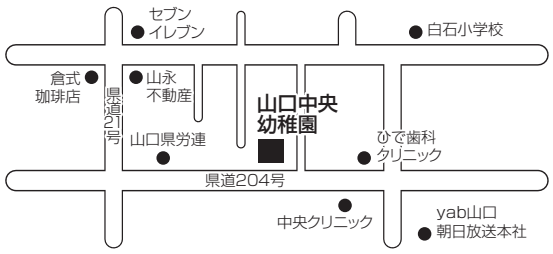
めばえぽっぽ保育園



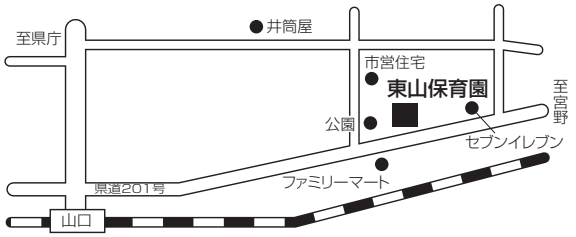
山口保育園　山口第二保育園



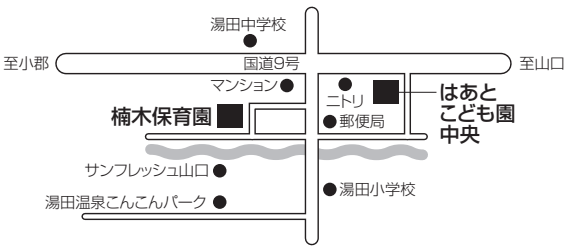
認定こども園 山口中央幼稚園



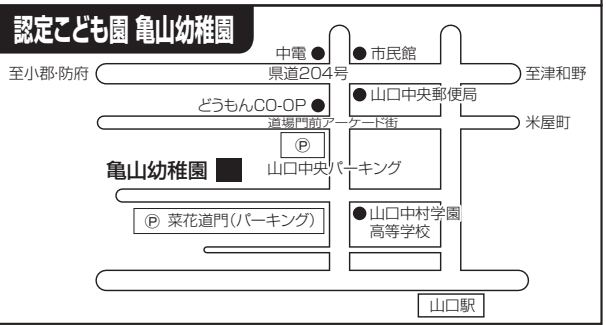
東山保育園



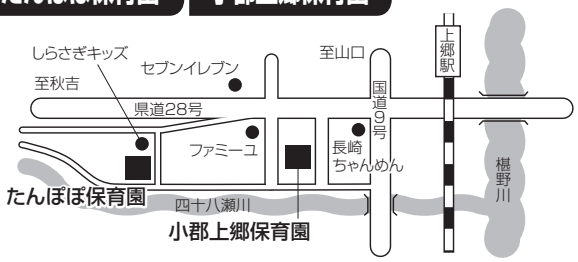
楠木保育園　はあとこども園中央



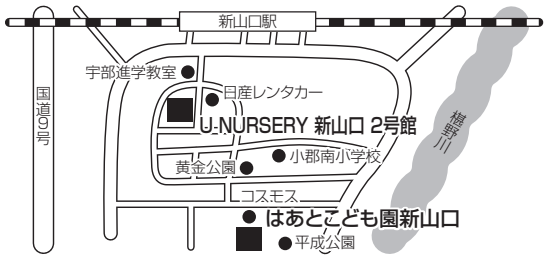
認定こども園 亀山幼稚園



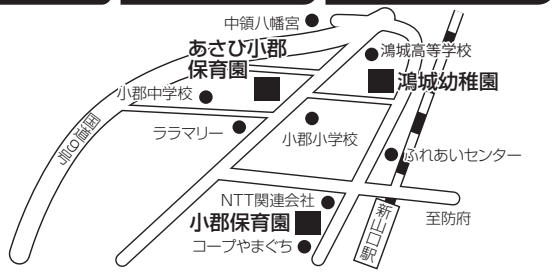
たんぽぽ保育園　小郡上郷保育園



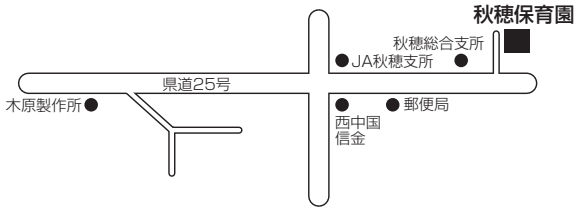
はあとこども園新山口　U NURSERY 新山口 2号館



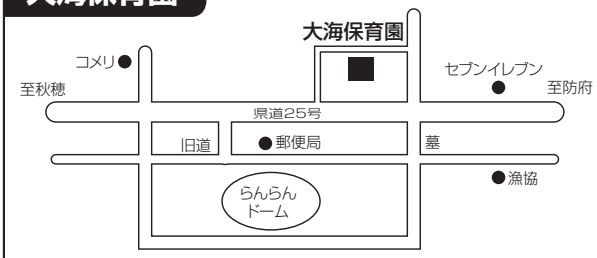
小郡保育園　あさひ小郡保育園　認定こども園 鴻城幼稚園



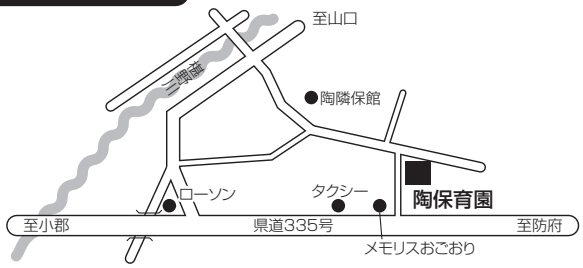
秋穂保育園



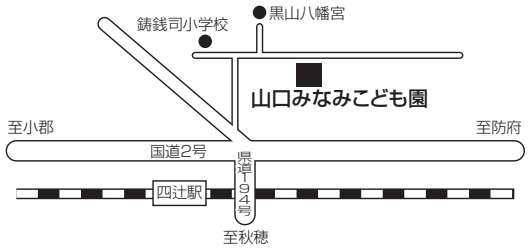
大海保育園



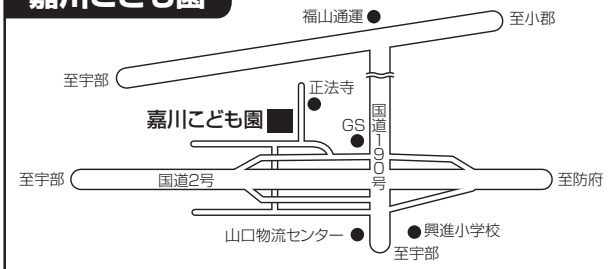
陶 保 育 園



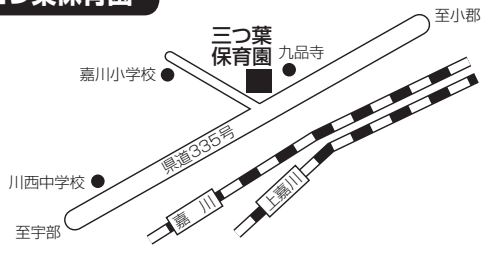
認定こども園 山口みなみこども園



嘉川こども園



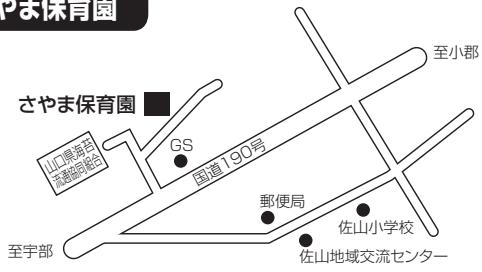
三つ葉保育園



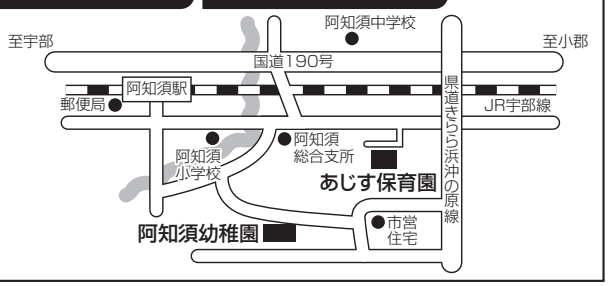
もりもり保育園

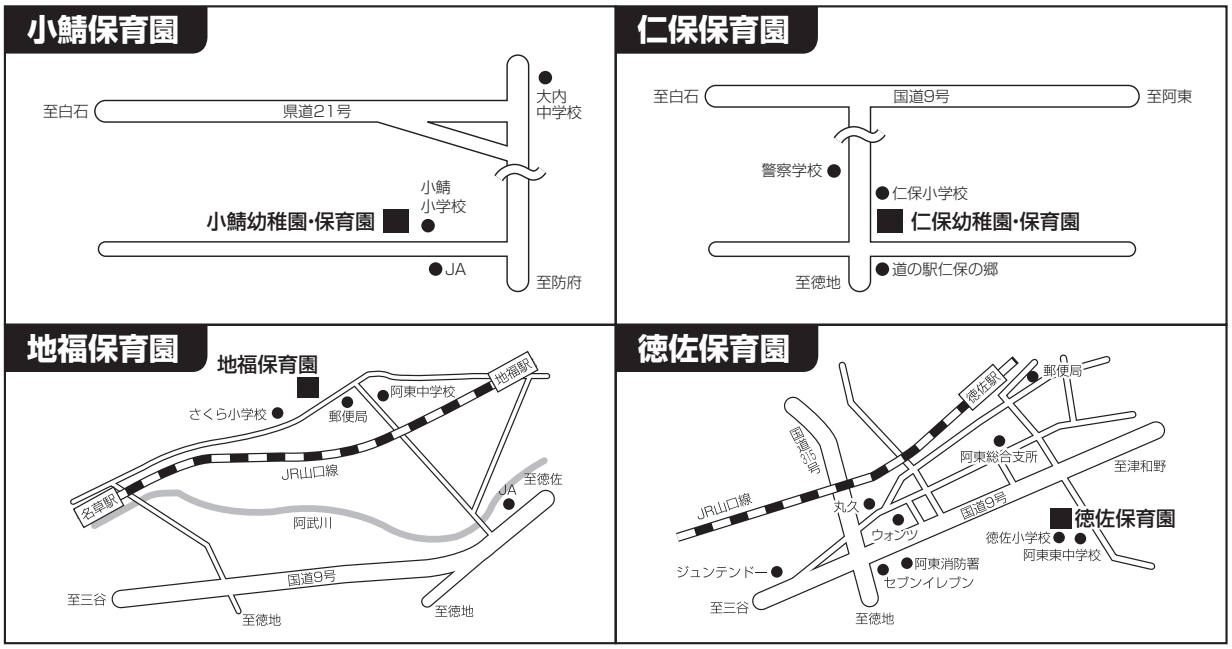


さやま保育園



あじす保育園　認定こども園 阿知須幼稚園





9．特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等における個人情報取扱規約

（1）　個人情報の利用目的　教育・保育施設等及び当課では、児童・保護者(同居の家族、児童の祖父母を含む。)の個人情報（以下「個人情報」という。）を保育業務（①教育・保育施設等での教育・保育の提供、利用者負担（保育料等）の賦課・徴収（教育・保育施設等における直接契約に基づく賦課・徴収を含む。）及び利用調整（選考）、②山口市立の教育・保育施設等の管理運営及び児童の傷害保険の加入に関する事務、③私立の教育・保育施設等における教育・保育に関する委託事業・補助事業の実施（延長保育、児童発達支援のための保育、一時預かり等）、④広域利用における他市町村等との連携、⑤上記の各業務に伴う国・県との連絡調整（監査、補助金申請等）、⑥副食費の徴収免除対象者の判定、⑦その他、上記の各業務に付属する業務をいう。以下同じ）のために利用し、保育業務以外で個人情報を利用する場合は、山口市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を不当に侵害することがないようにします。

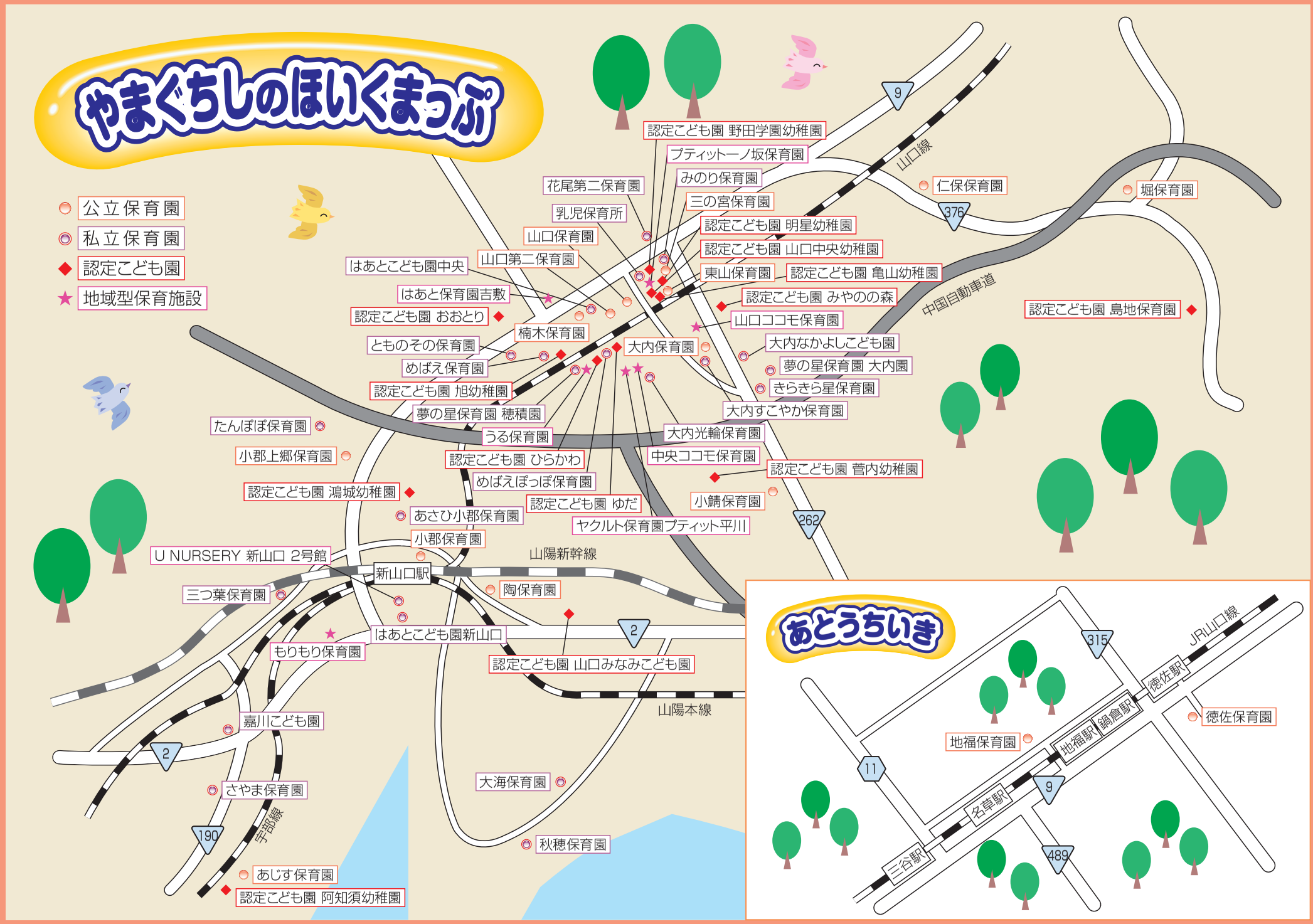
（2）　個人情報の収集及び提供　当課では、保育業務のために必要に応じて教育・保育施設等から個人情報（園が徴収する副食費などの実費徴収に係る滞納情報を含む。）を収集します。また、保育業務のために必要に応じて教育・保育施設等、国・県、広域利用に係る他市町村等、電算処理等委託業者又は傷害保険者に利用目的の範囲内で個人情報を提供します。保育業務以外で個人情報を外部に提供する場合は、山口市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を不当に侵害することがないようにします。

（3）　保育業務以外で市が保有する個人情報の利用及び外部提供　当課では、市が保有する保育業務以外の業務における個人情報のうち、①住民基本台帳、②収入・所得、所得税額・市民税額、③生活保護の受給の有無及び④児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給の有無の個人情報並びに法令又は条例で利用できると定められている個人情報を保育業務のために利用します。また、これらの個人情報を保育業務のために必要に応じて教育・保育施設等、国・県、電算処理等委託業者又は傷害保険者に提供します。

※「特定教育・保育施設等」とは特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、山口市立へき地保育所及びこれら以外の山口市立保育所並びにこれら以外の地域子ども・子育て支援事業を行う私立幼稚園等の施設等のことをいい、「当課」とは山口市こども未来部保育幼稚園課及び各総合支所総合サービス課のことをいいます。

MEMO

MEMO


やまぐちしのほいくまっぷ
公立保育園
私立保育園
認定こども園
地域型保育施設
認定こども園 野田学園幼稚園
プティットーノ坂保育園
みのり保育園
三の宮保育園
認定こども園 明星幼稚園
認定こども園 山口中央幼稚園
東山保育園
認定こども園 亀山幼稚園
認定こども園 みやのの森
山口ココモ保育園
大内なかよしこども園
夢の星保育園 大内園
きらきら星保育園
大内すこやか保育園
大内光輪保育園
中央ココモ保育園
認定こども園 菅内幼稚園
小鯖保育園
ヤクルト保育園プティット平川
花尾第二保育園
乳児保育所
山口保育園
山口第二保育園
はあとこども園中央
はあと保育園吉敷
認定こども園 おおとり
楠木保育園
ともの保育園
めばえ保育園
認定こども園 旭幼稚園
夢の星保育園 穂積園
うる保育園
認定こども園 ひらかわ
めばえぽっぽ保育園
認定こども園 ゆだ
あさひ小郡保育園
小郡保育園
たんぽぽ保育園
小郡上郷保育園
認定こども園 鴻城幼稚園
U NURSERY 新山口 2号館
新山口駅
三つ葉保育園
陶保育園
はあとこども園新山口
もりもり保育園
認定こども園 山口みなみこども園
嘉川こども園
さやま保育園
大海保育園
秋穂保育園
あじす保育園
認定こども園 阿知須幼稚園
仁保保育園
堀保育園
認定こども園 島地保育園
山口線
中国自動車道
山陽新幹線
山陽本線
宇部線
9
376
262
2
190
あとうちいき
315
JR山口線
徳佐駅
徳佐保育園
地福保育園
地福駅
鍋倉駅
11
9
名草駅
三谷駅
489